

期 日 令和7年2月27日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和7年 第2回

増毛町農業委員会総会議事録

増 毛 町 農 業 委 員 会

令和7年第2回農業委員会総会議事録

令和7年2月27日第2回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

開会 午後 15時00分	
1	付議事項 開会及び会議宣言 日程1、 議事録署名委員の指名について 日程2、 会議書記の指名について 日程3、 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について 日程4、 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について 日程5、 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について 日程6、 議案第5号 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について 日程7、 その他
2	委員定数 11 名
3	出席委員 9 名 1 番 木谷辰彦、2 番 大嶋紀之、3 番 松倉利幸、4 番 成澤貫 6 番 前野憲和、7 番 佐藤健一、9 番 嘉門宏美、10 番 森木信廣 11 番 仙北清孝
4	欠席委員 5 番 大嶋利幸、8 番 仙北要
5	議事録署名委員 2 番 大嶋紀之 3 番 松倉利幸
6	説明のために会議に出席したるもの 局長 若林利行、主事 木村圭介
7	本会の書記次のとおり 主事 木村圭介
局長	それでは、ただ今から令和7年第2回増毛町農業委員会総会を開催いたします。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。
会長	本日は只今天気が良くなりまして、午前中は多少悪かったんですけども、昨日は気温が高い割には風が強く外にいと寒い1日ではありましたが、日が照るとですね、暖かくなり道路のほうもとけながらということです。振り返りますと年が明けてから積雪が少ない少ないと言いながら、毎日のように少しずつ除雪し、少しずつ溜まってですね、今はまだ例年よりは少ないのではないかと感じているのかなと思います。 また、あつという間に2月の27日でございます、個人事業主におかれましては確定申告に追われた方も、これからの方もいるのかなと思いますので、去年1年を振り返る良いきっかけになるかと思います。 また、米価が高かったということで、税金のほうでやきもきする方もいらっしゃるかと思います。また、米の一般的な流通はやはり滞っているということで、備蓄米放出というニュースが出ていますけども、そちらのほうは我々農家がどうにもできないことではありますけれども、需要と供給のバランスをよく見ながら図ってもらいた

	いと思います。いずれにしても農家の収入が減るということは無いように行政のほうではよろしくお願いいたしますと思います。
局長	本日の出席委員は11名中9名であります。5番【大嶋委員】、8番【仙北委員】から欠席する旨、通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。 それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行は会長にお願いいたします。
会長	日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は2番【大嶋紀之委員】3番【松倉委員】にお願いします。 日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には木村圭介君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。 日程3、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第2号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第2号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第2号については原案のとおり可決されました。 日程4、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第3号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第3号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第3号については原案のとおり可決されました。 日程5、議案第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
会長	それでは再開いたします。

局長	【議案第 3 号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第 4 号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第 4 号については原案のとおり可決されました。 それでは、**委員、席にお戻り下さい。
会長	日程 6，議案第 5 号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」所有権整理番号 1 番から 4 番まで事務局に説明を求めます。
局長	【所有権 1 番から 4 番まで説明】
会長	所有権整理番号 1 番から 4 番まで事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、所有権整理番号 1 番から 4 番までについて裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって所有権整理番号 1 番から 4 番までについては原案のとおり可決されました。 次に所有権整理番号 5 番について審議いたします。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
会長	それでは再開いたします。所有権整理番号 5 番について事務局に説明を求めます。
局長	【所有権 5 番説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、所有権整理番号 5 番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって所有権整理番号 5 番については原案のとおり可決されました。

	それでは、**委員、席にお戻り下さい。 次に利用権整理番号 1 番について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 1 番説明】
会長	利用権整理番号 1 番について事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 1 番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、利用権整理番号 1 番については原案のとおり可決されました。 次に利用権整理番号 2 番から 3 番について審議いたします。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
会長	それでは再開いたします。利用権整理番号 2 番から 3 番について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 2 番から 3 番説明】
会長	利用権整理番号 2 番から 3 番について事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 2 番から 3 番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、利用権整理番号 2 番から 3 番については原案のとおり可決されました。 それでは、**委員、席にお戻り下さい。 次に利用権整理番号 4 番から 6 番について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 4 番から 6 番説明】
会長	利用権整理番号 4 番から 6 番まで事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 4 番から 6 番について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】

会長	挙手多数、利用権整理番号 4 番から 6 番については原案のとおり可決されました。 次に利用権整理番号 7 番について審議いたします。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
会長	それでは再開いたします。利用権整理番号 7 番について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 7 番説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
松倉委員	合計の耕作面積はどうなりますか？
事務局	現在は約 8 町耕作していて、今回**さんについての分が可決されれば合計約 15 町になります。
松倉委員	登記面積ですか？
事務局	そのとおりです。あくまでも水張りではなく地番の面積です。
松倉委員	機械類は所有していないと思いますけど、今後どうしていく予定ですか？
事務局	事務局で把握している分ですと、足りない機械類については、もろもろリースをしていく予定のようです。
松倉委員	乾燥、調整については、どうする予定ですか？
事務局	そちらについては、未定のようです。
松倉委員	分かりました。
木谷委員	事務局は、**さんの方とは話しをした？
事務局	一度会いまして、年数は分かりませんでした但し使用貸借を考えていると伺っていました。
松倉委員	これだけの面積で、10 年間の使用貸借というのは大丈夫でしょうか。
木谷委員	地主さんの理解は得られているということなんだろうけど、**さんのところは水が抜けないと思うけど大丈夫だろうか。基盤整備の後もそばしか付けていないし、機械類も揃っていない状況だと厳しいんじゃないか。
会長	他にご質問、ご意見はありませんか？
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 7 について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。

各委員	【少数の挙手】
会長	挙手が過半数に満たないため、利用権整理番号7については、否決されました。それでは、**委員、席にお戻り下さい。次に日程7，その他 事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
会長	そのほかに、皆さんから何かありますか？
各委員	【ありません】の声
会長	本日の案件はすべて終了しました。以上を持ちまして第2回農業委員会総会を終了します。
	閉会時刻 午後 15 時 30 分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	令和7年2月28日
	農業委員会会長 仙 北 清 孝
	議事録署名委員 大 嶋 紀 之
	議事録署名委員 松 倉 利 幸